

※復興JV以外のJV該当ありの場合

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県企業局財務規程(昭和44年4月福島県企業局管理規程第8号)第194条第1項の規定により公告する。

令和7年6月24日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再度公告 <input type="checkbox"/> 改めて公告(設計、条件等の見直しあり) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|-------|-------------|------|----|---|--------|------|--|--------|-----|---|---------|----|--|------------|------|---|------|----|---|------|----|--|---------------|----|---|-----------------|------|--|-------|----|---|
| 工事番号 | 25-60015-0001 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事名 | 沼部堰改築(2工区)工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事箇所 | いわき市沼部町道中子 地内(勿来工業用水道) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事概要 | 沼部堰改築(2工区)工事 L=97.2m 可動堰本体工 L=61m、W=15m 場所打杭工 φ1000、N=100本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 完成期限 | 令和10年12月22日限り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予定価格 | 契約締結後に公表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 15%;">該当の有無</th> <th style="width: 65%;">該当する場合の内容説明</th> </tr> <tr> <td>起工時期</td> <td>該当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。 </td> </tr> <tr> <td>最低制限価格</td> <td>該当なし</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。 </td> </tr> <tr> <td>総合評価方式</td> <td>標準型</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法は、入札説明書による。 ・当該入札では評価基準価格を設定する。 </td> </tr> <tr> <td>低入札価格調査</td> <td>該当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。 </td> </tr> <tr> <td>施工体制事前提出方式</td> <td>該当なし</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等は、入札説明書による。 </td> </tr> <tr> <td>電子入札</td> <td>該当</td> <td> 電子入札に参加するには、電子入札システムへの事前登録が必要 電子入札システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html </td> </tr> <tr> <td>電子閲覧</td> <td>該当</td> <td> 電子閲覧システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html </td> </tr> <tr> <td>現場代理人の常駐義務の緩和</td> <td>該当</td> <td> 落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。 </td> </tr> <tr> <td>専任特例2号の監理技術者の配置</td> <td>該当なし</td> <td> 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。 </td> </tr> <tr> <td>再資源化等</td> <td>該当</td> <td> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 </td> </tr> </table> | 項目 | 該当の有無 | 該当する場合の内容説明 | 起工時期 | 該当 | <ul style="list-style-type: none"> ・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。 | 最低制限価格 | 該当なし | <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。 | 総合評価方式 | 標準型 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法は、入札説明書による。 ・当該入札では評価基準価格を設定する。 | 低入札価格調査 | 該当 | <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。 | 施工体制事前提出方式 | 該当なし | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等は、入札説明書による。 | 電子入札 | 該当 | 電子入札に参加するには、電子入札システムへの事前登録が必要 電子入札システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html | 電子閲覧 | 該当 | 電子閲覧システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html | 現場代理人の常駐義務の緩和 | 該当 | 落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。 | 専任特例2号の監理技術者の配置 | 該当なし | 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。 | 再資源化等 | 該当 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 |
| 項目 | 該当の有無 | 該当する場合の内容説明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起工時期 | 該当 | <ul style="list-style-type: none"> ・該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 該当なし | <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合評価方式 | 標準型 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法は、入札説明書による。 ・当該入札では評価基準価格を設定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低入札価格調査 | 該当 | <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施工体制事前提出方式 | 該当なし | <ul style="list-style-type: none"> ・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等は、入札説明書による。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電子入札 | 該当 | 電子入札に参加するには、電子入札システムへの事前登録が必要 電子入札システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電子閲覧 | 該当 | 電子閲覧システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場代理人の常駐義務の緩和 | 該当 | 落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専任特例2号の監理技術者の配置 | 該当なし | 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の監理技術者」という。)の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再資源化等 | 該当 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※復興JV以外のJV該当ありの場合

| | | | |
|------------|--------|------|---|
| 混合入札 | 復興JV以外 | 該当 | 単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札 |
| | 復興JV | 該当なし | 単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札 |
| 資本関係又は人的関係 | | 該当 | 資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

| | | |
|-------------------|--------|---|
| 発注種別 | 一般土木工事 | 開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。 |
| 格付等級 | A | |
| 許可業種 | 土木工事業 | 建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。 |
| 地域要件 | 県内 | 県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 |
| 技術者の工事経験 必要なし | | <p>・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。</p> <p>・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> |
| 企業の工事实績 必要なし | | 元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。 |
| 企業の工事規模実績 必要なし | | <p>元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。</p> <p>ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。</p> |
| JR近接工事 該当なし | | <p>該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。</p> <p>なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。</p> |

※復興JV以外のJV該当ありの場合

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

| | | | |
|------------|---|--|---|
| 構成員の数 | 2者又は3者であること。 | | |
| 構成員の組み合わせ | <ul style="list-style-type: none"> ・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。 ・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他の構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。 | | |
| 結成方法 | 自主結成であること。 | | |
| 各構成員の出資割合 | <ul style="list-style-type: none"> ・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。 | | |
| 構成員共通の資格要件 | 技術者の工事経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式による場合は、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 | |
| | 必要なし | | |
| 代表構成員の資格要件 | 発注種別 | 一般土木工事 | 開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。 |
| | 格付等級 | A | |
| | 許可業種 | 土木工事業 | 建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。 |
| | 地域要件 | 県内 | 県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 |
| | 企業の工事实績 | 必要なし | 元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。 |
| | 企業の工事規模実績 | 必要なし | 元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。 |
| | JR近接工事 | 該当なし | 該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。 |

※復興JV以外のJV該当ありの場合

| | | |
|--------------|-------------------|---|
| | 出資割合 | 構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。 |
| その他の構成員の資格要件 | 発注種別 格付等級 | 一般土木工事 A |
| | 許可業種 | 土木工事業 |
| | 地域要件 | 県内 |
| | 企業の工事实績 必要なし | 元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。 |
| | 企業の工事規模実績 必要なし | 元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。 |
| | JR近接工事 該当なし | 該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。 |

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

| 項目 | 期間又は期日 | 場所等 |
|-----------|-------------------------------|---|
| 設計図書等の閲覧等 | 令和7年6月24日(火)～ 令和7年7月28日(月) | 電子閲覧システム |
| 設計図書等の質問 | 令和7年6月24日(火)～ 令和7年6月30日(月) | 福島市杉妻町2番16号(西庁舎3階) 福島県企業局工業用水道経営課 電話番号 024-521-7573 ファクシミリ 024-521-7960 電子メール kougyou_keiei@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁(会社名)」として提出すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。 |
| 質問の回答予定 | 令和7年7月3日(木) | 福島県企業局ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。 |

※復興JV以外のJV該当ありの場合

| 項目 | 期間又は期日 | 場 所 等 |
|-----------|--|---|
| 入札参加受付 | 令和7年7月14日(月)～ 令和7年7月15日(火) | ・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。 |
| 入札書等の提出 | 【電子入札対象工事の場合】 令和7年7月25日(金) 午前9時00分～ 午後5時00分 令和7年7月28日(月) 午前9時00分～ 午後3時00分 | 【電子入札対象工事の場合】 電子入札システムへの入力による。 ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。 |
| 開札 | 令和7年7月29日(火) 午前10時00分 | 開札は公開とする。 福島市杉妻町2番16号(本庁舎4階) 415会議室 |
| 落札者の決定予定日 | 令和7年8月1日(金) | |

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 電子閲覧システム及び電子入札システムでの案件検索について

本工事の案件検索の際に、部局等を設定して検索する場合は、企業局を選択し、企業局の案件全体が表示されるよう検索してください。

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県企業局工業用水道経営課

電話番号 024-521-7573

ファクシミリ 024-521-7960

電子メール kougyou_keiei@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

※復興JV以外のJV該当ありの場合

〈参考〉提出する書類一覧表(郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

| 提出書類 | 電子入札対象工事の場合 | |
|---|-----------------------|---------|
| | 入札参加受付時 | 入札書等提出時 |
| 技術提案書 | (注1)(注2)(注3)(注4) ○ | |
| 特定建設工事共同企業体協定書と同一の内容を記録したファイル (特定建設工事共同企業体での参加の場合のみ) | ○ | |
| 入札書 | | システムに入力 |
| 見積内訳書 | | ○(注2) |
| 見積内訳総括表 (低入札価格調査事務処理要領様式第6号) | | ○ |
| 工事費内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号) ※郵便入札の場合は同様式及び同様式を記録したCD-R(追記型コンパクトディスク) | | — |
| 下請工種内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号) | | — |

※ 電子入札における留意点

- (注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問いません)を資料として添付してください。
- (注2) 添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。)を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。
- (注3) 総合評価方式(標準型)の場合、様式第9号(その1～その2)及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。
- (注4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。